

TOSHIN STUDY New 3 4

平成22年7月26日 B Y安全管理室

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町4-5-14 入江ビル7階

東神油槽船株式会社

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812

【 傷病時の対応 】

本年1月1日に、船員を対象にした総合的な船員保険制度が、一般の保険制度に統合されてから半年が過ぎました。

船員や船と関係が無かった労働基準監督署(労基署)の窓口も、担当者によって言うことが違う右往左往状態から脱し、今は指導内容が定まってきたようです。

船員の保険制度を一般の保険制度に統合する際、船員保険を分割して一般保険制度に合わせ**労災保険**(職務上傷病部門)、**雇用保険**(失業部門)及び**健康保険**(職務外傷病部門)に統合しています。

なお、船員保険では一般保険制度より手厚い次の給付が行われていました。現在まで、これらの給付は一般保険制度とは別に追加する形で引き継がれております。

職務上の負傷・疾病の場合、それが治る迄の療養費用は船舶所有者が負担する。

雇用契約存続中の下船後三箇月間までの職務外の負傷・疾病(慢性病や個人特質による疾患などを除く)の場合、それが治る迄の療養費用は船舶所有者が負担する。

職務上の負傷・疾病の場合、それが治る迄で四箇月内の間、船舶所有者は標準報酬月額額の100%の傷病手当を支払う。

職務上の行方不明の場合、三箇月内の間、船舶所有者は標準報酬月額額の100%の行方不明手当を支払う。

職務上の死亡・障害の場合、年金・一時金の最低保障があり、それに満たないときは差額が一時金として支給される。

以下、本号では職務上の傷病の場合、円滑に医療(療養)費用給付・休業補償(傷病手当)

の手續に関連する船員側の対処行動についてお話しします。

A 労災発生状況の通報

乗船中の負傷・疾病の場合、以前は、職務上又は職務外の別(船員法第89条が根拠)、発生日時及び発生状況について船長の証明印を受けて病院に提出していました。

今は(船員法はそのままですが)船員保険療養補償証明書を持参する必要はなく、病院にて発生日時及び発生状況(と保険証の記号番号)を申告すれば医療を受けることができます。

なお、船員は船員法(船員労働安全規則)が適用され、労働安全衛生法は適用除外なので、労災保険の休業補償請求の要件である労働安全衛生法の事故報告は不要です。

船員が病院にて診察・治療を受けた後、会社は発生日時及び発生状況などを所定の書式に記入し証明印を押した上、労基署に提出するのですが、各種手続き書類の文章が不統一になるのを防ぎたいので速やかに船長の事故報告(又は船員保険療養補償証明書)をFAXで送って下さい。

B 医療費用給付関係

1 診察・治療や投薬を受ける病院、診療所、薬局などは、できれば労災指定の病院等であるようにして下さい。

労災指定でない病院等で診察などを受けた場合は、一旦、船員自身が医療費を支払う必要があります。その後、船員(及び会社)が共同して請求手続きを行わなければ(船員の銀行口座に)払い戻されません。

2 上記1の労災指定の場合及び指定でない場合の両方ともに、船員の名義の手続きを(会社が代行して)行うようになります。診察などを受けた全ての病院等の名称(電話番号)と、医療費を支払ったか?否か?を会社まで電話又はFAXして下さい。

3 薬が病院内処方された場合には、後日の処理件数が1件少なくなります。できれば、そのようにお願いします。

4 払戻金を振り込む船員個人の口座をFAXして下さい。

- 参考 会社が処理する手続きの概要 -

会社は、労災指定の病院等の場合(払戻金なし)は、最初又は二つ目以降に診察などを受けた病院等に宛てて、様式第5号又は様式第6号の書類を作成して送ります。

その後は、その病院等及び労基署が処理します。

労災指定でない病院等の場合は、様式第7号の書類を作成して診察などを受けた病院等に送付し、会社に返送された書類を労基署に提出します。

C 休業補償関係

1 先ほど「職務上の負傷・疾病の場合、それが治る迄の四箇月の休業期間、標準報酬月額額の100%の傷病手当が支払われる」と申し上げました。原則として60%~80%は労災保険の休業補償給付で支払われ、100%には不足するので上乘せする40%~20%+3日分は全国健康保険協会船員保険部の休業手当金で支払われます。

労災保険は労基署の管理下にあります。

全国健康保険協会は医療保険の運営主体ですが、船員保険の世話もする関係にあります。そして、労災保険の休業補償が給付されたことを以って休業手当金を支払う要件は充足したとする関係にあるようです。

この労基署、全国健康保険協会と病院の間を行き来して連携させる手続きを、船員(会社が代行)がするのです。当然、船員さんの協力を受けつつ面倒で日数を要する手続きになります。

2 診察・治療を受けた全ての病院名(電話番号)と、入院期間、外来・通院治療日をFAX(又は電話)して下さい。それらと船長事故報告などを資料にして、会社は、労災保険の休業補償給付支給請求書(様式第8号)を作成し、診察医師を確認した上、書類を郵送又は手持ちにより病院(医師)宛てに送り届けます。

療養の途中で(地元へ帰郷するなど)病院を変更した場合は、全ての病院の医師の証明(診断と療養の期間。つまり仕事に就ける日付は何日であったか)が必要です。

病院にとっては面倒なことでしょう。

3 会社は、病院から返送された書類に補充書類を添えて労基署に提出します。

労基署内の処理が終わると、休業日数から3日間を減じた日数分の休業補償が労災保険から支給されるのですが、支給決定の通知書は船員の自宅に届けられる(会社にもコピーが欲しいとの希望は拒否されました)ので、会社は支給日額、支給日数が分かりません。

労基署は労災保険の支給にて仕事は終了します。会社は船員から支給日額、支給日数を聞くしかありませんので、速やかに通報して下さい。

4 労災保険の支給が決定することにより、全国健康保険協会船員保険部の休業手当金を請求できる条件が充たされます。

会社は、傷病手当が前記の職務上の負傷・疾病の場合の標準報酬月額額の100%になるよう残額の40%~20%+3日分の請求書類を作成し、全国健康保険協会船員保険部に提出します。このとき、会社では分からない労災保険から支払われた支給日額、支給日数については、船員保険部から労基署に問い合わせたら分かるのですが、問い合わせしてくれるとは限りません。船員から通報してくれるようお願いします。

D 医療費用給付・休業補償期間

医療費用を給付する対象期間又は療養のために労働できなかった期間の始期は、労災発生日ですが、終期は医師の証明する完治日又は就労許可日です。

この期間が長くなる場合は、1カ月毎に出すのが良いので、毎月、請求手続きをおこないます。振り込み口座などを変更するときは1ヶ月前に通報して下さい。短い場合は就労許可日が決まった後、まとめた日数で手続きします。

職務上の傷病関係の説明及びお願いは、以上のとおりです。

雇用保険関係で一つ。失業手当の所定基本日数が決定される際に必要な「船員失業保険証」を失くさないようお願いします。

業 務 部